

令和4年度事業計画

I 基本方針

政府は、経済財政運営にあたっては、「経済対策」を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくとしています。

我が国の肉用牛生産は、良質な牛肉の安定供給に加え、飼料生産を通じた国土の有効利用や農村地域の活性化に大きな役割を果たしてきております。

令和4年1月1日からはTPP11などに続き地域的な包括的経済連携（RCEP）協定も発効に至るなど国際化が進展してきています。このような中で、輸出の拡大と国内外の需要拡大に対応した生産基盤の強化が課題とされ、畜産クラスター事業や肉用繁殖牛の増頭支援など様々な対策も展開されて、数年来、肉用牛の飼養頭数は増加してきています。

牛肉の需要は、新型コロナウイルスの感染拡大によりインバウンド需要、外食需要が激減したところですが、国からの保管経費の支援や学校給食への提供支援などの矢継ぎ早の対策、流通サイドでの量販店への対応強化などの取組みがあり、さらに、輸出については、これまでの関係者のご努力もあって昨年は前年比86%増の537億円となったところです。コロナ禍も長引きその影響が懸念されるところですが、今後は、感染収束による外食需要の回復、インバウンドの受け入れ再開に加え、この間の取組みですそ野が広がったとも言われる国産牛肉消費の一層の拡大を期待したいところです。

一方で、最近では、国際情勢の不安定化も背景に配合飼料価格に加え生産資材の価格も高騰し、肉用牛経営に影響が広がっているところであり食料安全保障の重要性が改めて認識されているところです。

また、昨年、農林水産省から「みどりの食料システム戦略」が発表され、畜産関係でも「持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ」が公表されたところです。肉用牛生産においても、環境問題に対応した生産を推進する必要性があり、このほかにも、後継者確保、ICTの導入や災害対応、家畜衛生対策など様々な課題があります。

このような情勢を踏まえ、当協会では引き続き、肉用牛生産のセーフティネットである子牛の不足払い制度の円滑な実施に資する事業とともに、肉用繁殖牛の増頭対策、受精卵移植技術を活用した和牛子牛の生産拡大、分娩間隔の短縮や子牛の損耗防止などの生産性向上、環境問題にも配慮した肉用牛生産の推進など肉用牛の生産振興、基盤強化のための各種事業を的確に実施していくこととします。加えて、会員団体等との組織的な連携も強化し、肉用牛生産振興活動を推進することとし、以下の事業を行います。

II 事業計画

1 肉用牛振興推進活動

肉用牛生産の振興のため、農政推進協議会、畜産関係諸団体等と連携を保ちつつ政府等に対し次の要請活動を行う。

- 1) 肉用牛生産基盤・自給飼料生産基盤強化のための対策の充実強化
- 2) E P A・F T A交渉等における適切な国境措置の確立

2 組織的連携強化と情報活動

令和3年度に続き、中央関係団体との情報交換会、会員、賛助会員等を対象とした報連絡会議を定期的で開催するなどして、会員団体との連携を密にし、本協会の運営並びに機能の強化を図るとともに、ホームページ等により各種情報を的確、迅速に提供する。

3 組織運営

一般社団法人として事務・事業を円滑かつ適正に進める。

また、引き続き、重複する会員が多い（公社）中央畜産会と共通する課題について情報交換を行う。

4 財務管理

本協会が保有する資金を安全・確実に管理し、事業の安定的な推進を確保するために、日常の会計処理に関する指導等について公認会計士に依頼し、適正に行う。

5 肉用牛生産振興のための事業

1) 肉用牛経営安定対策補完事業（R4年度公募／機構事業）

肉用牛生産基盤強化等対策事業

① 肉用牛生産基盤強化推進事業

ア 肉用牛ヘルパー組織等強化推進

肉用牛ヘルパー組織等の体制強化を図るための検討会の開催、ヘルパー組合実態調査、普及啓発資料の作成・配布及び事業の推進指導

イ 肉用牛振興推進指導

生産基盤強化を図るため、全国・ブロック会議の開催、事業効果の評価指導及び事業の推進指導

ウ 和牛遺伝資源流出防止周知徹底対策

和牛遺伝資源（精液、受精卵等）の海外への流出防止を図るための検討会の開催及び普及啓発資料の作成・配布

- ② 地域の特色ある肉用牛振興推進事業
地域の特色ある肉用牛生産の推進を図るための全国会議の開催、実態調査の実施及び事業に係る全国的な推進指導
- ③ 一産取り肥育普及・定着支援事業
飼養管理マニュアルを活用した現地研修会の開催、事例調査・紹介等及び事業の推進指導

2) 食肉流通改善合理化支援事業（うち国産食肉等新需要創出緊急対策事業） （R4年度・公募／機構事業）

国産牛肉の需要拡大のためには、高齢化や健康志向意識の高まり等を背景にした適度な脂肪交雑をもつ牛肉を嗜好するなどの消費者の嗜好の変化に対応した需要創出が必要である。

一方で、北海道・東北地区において夏山冬里方式で生産される日本短角種及び北海道、高知県、熊本県において放牧を取り入れた生産が行われている褐毛和種（以下「地方特定品種」という。）は赤身肉として消費者の嗜好の変化に対応した牛肉であり、地域振興のみならず国の方針、戦略に示されている環境にやさしい持続可能な畜産生産として振興していく必要がある。

このため、地方特定品種の主要な産地の生産者や、加工・流通・販売業者に加え健康や環境面の専門家等が一体となって、健康面で優位となる脂肪交雑以外の品質面での新たな商品価値を明らかにするとともに環境に配慮した消費行動（エシカル消費）に対応した取組みを行うことにより、新たなバリューチェーンを構築し地方特定品種の需要拡大を図る。

3) 和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業 （R2～4年度・公募／機構事業）

和牛遺伝資源（和牛精液・和牛受精卵）の適正管理及び流出防止を図るため、生産者集団等が取り組む和牛精液等の流通管理システムの構築・整備、精液等の容器（ストロー）への表示の適正化に必要な機器の導入等に対し、支援を行う。

4) 和牛経産牛肉の機能性成分等分析事業 （R2～4年度・公募／JRA事業）

和牛経産雌牛を肥育し生産された牛肉の特性や課題等を検証するため、理化学分析等を実施し、分析データの科学的知見の蓄積等を行うとともに、和牛経産雌牛肥育の飼養管理技術の確立に向け、適正な肥育期間や飼養管理方法等についても実証調査を行い、本事業の調査結果等を踏まえた普及啓発活動を通じて、今後の経産雌牛肥育の活用推進に寄与するとともに、輸入牛肉との差別化に資する。

5) 和牛肉の新価値観構築事業

(R3～5年度・公募/JRA事業)

これまでの事業で蓄積してきた知見も活用しつつ、枝肉成績に加え、脂肪酸組成、一般成分等を数値化、分類し、食味性などを評価することで客観的な評価手法を確立するとともに、令和4年度は、その評価手法等について、全国の関係者が集まる全国和牛能力共進会場で広く共有し、酪肉近や改良目標に基づく国内外の多様な需要に応じた肉用牛生産体制の構築につなげる。

6) 持続的肉用牛生産関連情報事業

(R4～5年度・公募/JRA事業)

畜産分野において世界共通の課題となっている環境負荷軽減やアニマルウェルフェア(AW)、遺伝的多様性の維持等に対応した持続可能な肉用牛生産を推進するため、遺伝的多様性や環境負荷軽減の取組みの現状を調査するとともに、関連の調査研究情報も収集し、生産者等と情報共有することで、その改善を促し、さらに全国各地の生産者と一体となった情報発信を行い消費者の肉用牛生産への理解醸成と安定的な輸出環境の確保を図る。

7) 「肉用牛改良情報活用協議会事業」と事務局

肉用牛の改良基盤の強化を図るため、(公社)全国和牛登録協会、(一社)日本あか牛登録協会、(一社)日本短角種登録協会、(公社)日本食肉格付協会、(一社)家畜改良事業団、(公社)畜産技術協会及び(一社)全国肉用牛振興基金協会を構成員とする「肉用牛改良情報活用協議会」は、相互に共同連携し、以下の事業を行う。

ア 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち

家畜能力等向上強化推進事業(多様な改良情報の収集・分析等対策)

(R4年度・公募/国)

(1) 産肉情報基盤の強化活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な多様な改良情報の収集・分析を行うため、独立行政法人家畜改良センター(以下「改良センター」)の技術指導の下、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種を対象として、枝肉格付情報と血統情報とを照合して枝肉成績として、集計・分析するとともに、肉用牛枝肉情報全国データベースとして整理して、肉用牛改良等の情報としてデータ提供者等へ情報提供を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する。

(2) 新たな改良形質の検討・評価

枝肉格付情報以外の形質に着目した新たな評価手法の検討を行うため、食味性等検討委員会並びに繁殖性等検討委員会を開催するとともに

に新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入及びSNP情報を含む生産性情報の収集・蓄積、分析を行い、生産性に関する遺伝的能力評価の指標化に必要な情報を改良センターに提供する。本協会は、上記の（１）及び（２）の事業の一部を分担するとともに、協議会の事務局を担当する。

**イ 畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業
（Ｒ３年度補正予算・公募／中央畜産会）**

- （１） 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上
牛群管理情報を利活用するための体制整備
牛群管理情報の利活用を推進するための検討会や情報交換会、新技術を活用した牛群管理の実態調査を行う。
- （２） 飼養管理技術の高度化
効率的な生産体系の確立に向けた技術支援
肉用牛における子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、監視装置等による分娩事故の防止等）に必要な経費の助成等を行う。

本協会は、上記の（１）及び（２）の事業を分担するとともに、協議会の事務局を担当する。

**８） 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援事業
（Ｒ４年度・公募／国）**

- （１） 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策
繁殖肥育一貫化に向け、肥育経営等が交雑種雌牛等へ和牛の受精卵を移植することにより、繁殖雌牛を確保する取組に必要な経費の助成や奨励金の交付を行う。
- （２） 地域内一貫生産への円滑な移行対策
 - ① 地域内一貫生産体制の構築
繁殖経営と肥育経営の間の円滑な素牛の供給・受入れなど、地域内一貫生産の仕組みづくりに資する検討会や専門家による現地指導等を実施する取組に必要な経費の助成を行う。
 - ② 人材育成支援・優良事例普及
地域内一貫生産体制の応募団体と連携した検討会や人材育成を目的とした技術者養成研修の開催、全国の優良事例の調査・普及等を実施する。

9) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業
(肉用牛)

(R3年度補正予算・公募／中央畜産会)

中長期の国内需要の増加や輸出の拡大に向けた和牛の増産を強力に進めるため、繁殖雌牛の増頭及び和牛肉の増産計画の策定のための支援や繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金を交付する。

	繁殖雌牛	
飼養規模	50頭未満	50頭以上
増頭奨励金	24.6万円／頭以内	17.5万円／頭以内

10) 持続的生産強化対策事業(畜産経営体生産性向上対策)のうち全国データベース構築事業

(R4年度・公募／国)

令和2年10月、家畜改良増殖法が改正され、①家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたことを譲渡等記録簿に記載する。②家畜人工授精所の開設者は毎年、家畜人工授精用精液等に係る業務状況を都道府県知事に報告する。③都道府県知事は報告を受けた内容を農林水産大臣に報告することが義務付けられた。

令和3年度に開発したこれら取組を支援するためのシステムについて、より利便性の高いものにするとともに、畜産クラウドとの連携のためのシステムを開発し、その成果を関連する関係者や生産者等に普及啓発することで、畜産クラウドを通じて情報を集約・活用し、法改正による申請業務を適正、確実かつ合理的、効率的に行うことや家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化に資することを目的とする。

11) 持続的生産強化対策事業のうち環境負荷軽減型持続的生産支援事業
(全国推進型)

(R4年度・公募／国)

地球温暖化対策などによる持続可能な社会の実現に向け、肉用牛経営における温室効果ガス排出削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、肉用牛経営者が、飼料生産基盤を確保しつつ、温室効果ガスの排出量削減のために行う取組を推進する事業について、その実施を推進するための指導・助言、現地確認等を実施する。

12) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の円滑な実施等を図るため、補給金制度業務推進全国会議の開催、業務効率化検討会及び作業部会、業務推進円滑化のためのブロック研修会の開催、都道府県指定協会に対する調査指導等を行う。

13) 家畜市場取引情報収集等事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑な運営に資するため、家畜市場情報の収集・提供システムの運営及び適切な情報の提供を行う。

14) 生産者積立金融資事業

肉用子牛生産者補給金制度の健全な運営を図り、肉用牛の生産及び経営の発展に資するため、大幅な子牛価格の低落により都道府県指定協会に積み立てている生産者積立金が不足した場合に、融資準備財産を財源として資金を無利子、8年以内の償還期間で融資する。

15) 都道府県指定協会運営資金融資事業

指定協会の業務の円滑な推進に資するため、業務運営のための経費に一時的な不足を来した場合に、1,000万円（1件当たり）を限度に短期の無利子融資を行う。

6 肉用牛生産振興のための協力事業

- 1) 関東東北肉用牛枝肉共励会の開催
- 2) その他